

○枕崎市重度心身障害者医療費助成条例

平成5年3月29日条例第13号

改正

平成7年6月26日条例第25号

平成8年6月21日条例第14号

平成9年10月1日条例第22号

平成10年3月30日条例第15号

平成10年12月22日条例第30号

平成12年6月23日条例第27号

平成13年3月27日条例第11号

平成18年3月29日条例第18号

平成18年9月26日条例第45号

平成19年3月28日条例第10号

平成19年12月18日条例第29号

平成20年3月28日条例第7号

平成25年3月15日条例第7号

枕崎市重度心身障害者医療費助成条例

(趣旨)

第1条 この条例は、重度心身障害者の健康の保持増進に寄与し、もって重度心身障害者の福祉の向上を図るために行う重度心身障害者に係る医療費の助成に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項の規定により設置された児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項の規定により設置された知的障害者更生相談所(以下これらを「判定機関」という。)において知能指数が35以下と判定された者
- (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に規定する身体障害者手帳(以下「手帳」という。)の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号(以下「省令別表」という。)の1級又は2級に該当する障害を有する者
- (3) 手帳の交付を受けた者で、省令別表の3級に該当する障害を有し、かつ、判定機関において知能指数が50以下と判定された者

2 この条例において「対象者」とは、本市に住所を有する重度心身障害者(生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者を除く。)をいう。この場合において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第78条の規定により設置された特別支援学校の寄宿舎(以下「社会福祉施設等」)と総称する。)のうち、本市の区域内に設置されている社会福祉施設等に入所している者で、当該社会福祉施設等に入所したため、他の市町村から本市に住所を移した者を除くものとし、他の市町村の区域内に設置さ

れている社会福祉施設等に入所している者で、当該社会福祉施設等に入所したため、本市から他の市町村に住所を移した者は、なお、本市に住所を有する者とみなす。ただし、重度心身障害者に保護者がある場合は、その保護者が他の市町村から本市に住所を移したとき又はその保護者が本市から他の市町村に住所を移したときは、この限りでない。

- 3 この条例において「保護者」とは、対象者の配偶者、親権者、後見人その他の者で、対象者を現に監護している者をいう。
- 4 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。
 - (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
 - (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
 - (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
 - (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
 - (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
 - (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- 5 この条例において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、療養費、訪問看護療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費をいう。
- 6 この条例において「一部負担金」とは、保険給付又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定により医療、医療費の支給若しくは訪問看護療養費の支給（以下「保険給付等」という。）を受ける者が負担すべき額をいう。
- 7 この条例において「訪問看護ステーション」とは、医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律第78条第1項に規定する指定訪問看護事業者が当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所をいう。

（助成）

第3条 市長は、対象者が受けた保険給付等に係る一部負担金を医療保険各法に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は訪問看護ステーション（以下「保険医療機関等」という。）に支払った対象者又はその保護者に対して、重度心身障害者医療費助成金（以下「助成金」という。）を支給する。

- 2 助成金の額は、毎月分の一部負担金の支払額とする。この場合において、対象者が受けた保険給付等について、次に掲げる給付がなされるときは、当該対象者又はその保護者が支払った一部負担金から当該給付の額に相当する額を減じた額をもって、当該対象者又はその保護者の一部負担金とみなす。
 - (1) 国又は地方公共団体の負担する医療に係る給付
 - (2) 医療保険各法の規定により支給される高額療養費
 - (3) 高齢者の医療の確保に関する法律の規定により支給される高額医療費
 - (4) 医療保険各法に基づく規約又は定款の定めによりなされる付加給付
 - (5) 前各号に定めるもののほか、法令の定めによりなされる医療に係る給付（証明手数料の助成）

第3条の2 市長は、前条の規定により医療費の助成を受ける者で、当該助成に係る証明手数料を保険医療機関等に支払ったものに対して、当該証明手数料の額を証明手数料助成金（1件につき50円を限度とする。）として支給する。

- 2 証明手数料助成金の支給等に関しては、第6条及び第7条の規定を準用する。この場合におい

て、「助成金」とあるのは「証明手数料助成金」と読み替えるものとする。

(受給資格者の登録)

第4条 対象者又はその保護者(対象者にその保護者がいるときに限る。次項において同じ。)は、規則で定めるところにより、市長の助成金受給資格者登録(以下「登録」という。)を受けなければならない。

2 登録を受けた対象者又はその保護者(以下「受給資格者」という。)は、登録事項に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。この場合において、受給資格者が自ら届け出ることができないときは、その事情を明らかにして、他の者が届け出ることができるものとする。

(受給資格者証の交付)

第5条 市長は、登録を行ったときは、当該受給資格者に対して、重度心身障害者医療費助成金受給資格者証を交付する。

(助成金の支給申請)

第6条 受給資格者は、助成金の支給を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、対象者が保険給付等を受けた日の属する月から起算して2年を超えるときは行うことができない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

(助成金の支給)

第7条 市長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査のうえ助成金の額を決定し、当該申請に係る受給資格者に助成金を支給する。

(助成金の返還)

第8条 市長は、助成金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に支給した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の支給を受けたと認められるとき。

(2) 対象者の受けた保険給付等の原因が第三者の行為によって生じたものである場合において、当該第三者が損害を賠償したとき。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年6月26日条例第25号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成7年8月1日から施行する。

(経過措置)

3 附則第4項の規定による改正後の枕崎市乳幼児医療費助成条例の規定及び附則第5項の規定による改正後の枕崎市重度心身障害者医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成8年6月21日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の枕崎市重度心身障害者医療費助成条例の規定は、平

成 8 年 4 月 1 日以後の診療に係る医療費の助成から適用する。

附 則（平成 9 年 10 月 1 日 条例第 22 号抄）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。〔以下略〕
- 3 〔前略〕第 3 条の規定による改正後の枕崎市重度心身障害者医療費助成条例第 3 条の 2 の規定は、平成 9 年 10 月 1 日以後の診療に係る医療費及び証明手数料の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成 10 年 3 月 30 日 条例第 15 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 10 年 12 月 22 日 条例第 30 号）

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 6 月 23 日 条例第 27 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 27 日 条例第 11 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 13 年 1 月 1 日以後の診療に係る医療費の助成について適用する。

附 則（平成 18 年 3 月 29 日 条例第 18 号）

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の枕崎市重度心身障害者医療費助成条例第 2 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費及び証明手数料の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費及び証明手数料の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成 18 年 9 月 26 日 条例第 45 号）

- 1 この条例は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の枕崎市重度心身障害者医療費助成条例第 2 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費及び証明手数料の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費及び証明手数料の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成 19 年 3 月 28 日 条例第 10 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 12 月 18 日 条例第 29 号）

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。〔以下略〕

附 則（平成 20 年 3 月 28 日 条例第 7 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 15 日 条例第 7 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条、第 4 条、第 6 条、第 8 条及び第 9 条の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

改正

平成7年6月26日規則第23号
平成8年6月21日規則第10号
平成9年10月1日規則第27号
平成10年12月22日規則第47号
平成20年3月31日規則第9号
平成21年3月31日規則第25号
平成22年3月31日規則第16号
平成24年3月30日規則第15号
平成27年7月31日規則第23号
平成28年3月31日規則第15号

枕崎市重度心身障害者医療費助成条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、枕崎市重度心身障害者医療費助成条例（平成5年枕崎市条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 条例第2条に規定する用語の定義は、この規則に準用する。

(登録事項)

第3条 条例第4条第1項に規定する登録は、次に掲げる事項について行う。

- (1) 対象者 氏名、生年月日、住所並びに障害の種類及び程度又は知能指数
- (2) 保護者 氏名、対象者との続柄及び住所
- (3) 対象者に係る医療保険 保険の種類、被保険者証の記号・番号、被保険者又は組合員の氏名、対象者との続柄及び付加給付の有無
- (4) 前号の医療保険の保険者 保険者の名称及び住所
- (5) その他市長が必要と認める事項

(登録)

第4条 登録を受けようとする対象者又はその保護者は、重度心身障害者医療費助成金受給資格者登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(受給資格者証の交付等)

第5条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、重度心身障害者医療費助成金受給資格者登録台帳（様式第2号。以下「台帳」という。）に登録し、所要事項の記載を行うとともに、枕崎市重度心身障害者医療費助成金受給資格者証（様式第3号。以下「資格者証」という。）を当該申請をした対象者又は保護者に交付する。

- 2 受給資格者は、資格者証を破損し、若しくは汚損し、又は亡失したときは、重度心身障害者医療費助成金受給資格者証再交付申請書（様式第4号）を市長に提出し、資格者証の再交付を受けるものとする。

(登録事項変更の届出)

第6条 条例第4条第2項に規定する登録事項の変更の届出は、重度心身障害者医療費助成金受給資格者登録事項変更届（様式第5号）に資格者証を添えて行うものとする。

- 2 市長は、前項の届出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、台帳の登録事項のうち届出に係る事項を変更するものとする。

(助成金の支給申請)

第7条 条例第6条に規定する助成金（証明手数料助成金を含む。以下同じ。）の支給申請は、重

度心身障害者医療費助成金支給申請書（様式第6号、様式第6号の2又は様式第6号の3）に次に掲げる書類（様式第6号の2及び様式第6号の3による申請にあつては、第1号、第2号及び第4号に掲げる書類）を添付し、診療を受けた日の属する月の翌月以降行うものとする。

- (1) 医療保険に係る被保険者証又は組合員証
- (2) 資格者証
- (3) 条例第3条第1項に規定する保険医療機関等が発行する領収証又は医療証明書及び証明手数料の領収書
- (4) その他市長が必要と認める書類
(助成金額の決定)

第8条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、助成金の支給の可否及び助成金の額を決定し、否の場合は、重度心身障害者医療費助成金申請却下決定通知書（様式第7号）により、当該申請をした受給資格者に通知する。

(資格者証の返還)

第9条 受給資格者は、対象者でなくなったときは、速やかに資格者証を市長に返還しなければならない。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、重度心身障害者医療費の助成に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年6月26日規則第23号)

- 1 この規則は、平成7年8月1日から施行する。
- 2 改正後の枕崎市重度心身障害者医療費助成条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成8年6月21日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の枕崎市重度心身障害者医療費助成条例施行規則の規定は、平成8年4月1日以後の診療に係る医療費の助成から適用する。

附 則 (平成9年10月1日規則第27号抄)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 〔前略〕第3条の規定による改正後の枕崎市重度心身障害者医療費助成条例施行規則第7条の規定は、平成9年10月1日以後の診療に係る助成金の支給申請から適用し、同日前の診療に係る助成金の支給申請については、なお従前の例による。

附 則 (平成10年12月22日規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第1号中「精（精神薄弱者）」を「知（知的障害者）」に改める改正規定、様式第2号及び様式第3号の改正規定並びに様式第5号及び様式第6号中「精（精神薄弱者）」を「知（知的障害者）」に改める改正規定は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日規則第9号)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の枕崎市重度心身障害者医療費助成条例施行規則第7条の規定は、平成20年4月1日以後の診療に係る医療費の助成から適用する。

附 則 (平成21年3月31日規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日規則第16号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第15号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年7月31日規則第23号）

この規則は、平成27年8月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第15号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。